

令和 8 年度尼崎市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、令和 8 年度兵庫県環境部補助金交付要綱等に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第 2 条 市は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）及び次に掲げる書類を市長にその指定する期日までに提出しなければならない。ただし、第 2 号の市長が別に定める書類により、収支内容が確認できる場合は、収支予算書（様式第 1 号別記）の提出を省略することができる。

なお、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

- (1) 当該交付申請者が次条第 1 項に規定する暴力団等に該当しない旨並びに地方自治法第 221 条第 2 項及びこの要綱第 15 条の規定に基づき市が行う一切の措置について異議を述べない旨の誓約書（様式第 1 号の 2）
- (2) 前号に掲げる書類のほか、市長が別に定める書類

(補助金の交付の決定)

第 4 条 市長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付申請者が次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときを除き、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

- (1) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団員をいう）
 - (2) 暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 7 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）
- 2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。
 - 3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。
 - 4 前項の通知は、第 14 条第 3 項の規定により概算払に係る請求を統合する場合は、補助金交付決定通知書（様式第 2 号の 2）によるものとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助金申請者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の着手の届出）

第6条 市長は、補助金申請者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

（補助事業の変更）

第7条 補助金申請者は、次に掲げる変更を行おうとする場合は、あらかじめ（当該変更が第2号に掲げるものであるときは、市長が指定する期日までに）、補助金変更交付申請書（様式第3号）に市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める書類により、収支内容が確認できる場合は、収支予算書（様式第1号別記）の提出を省略することができる。

（1） 補助事業に要する経費の配分の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）

（2） 第4条第3項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更

（3） 前号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る変更が適当であると認めるときは、その旨を補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 第4条第2項の規定は、前項の通知をする場合について準用する。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助金申請者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、あらかじめ、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の遂行状況報告等）

第9条 補助金申請者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、市長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

2 補助金申請者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込がない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（様式第7号）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（補助事業の完了の届出）

第10条 市長は、補助金申請者に補助事業が完了したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

（実績報告）

第11条 補助金申請者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けるときを含む。以下同じ。）は、補助事業実績報告書（様式第8号）及び市長が別に定める添付書類を市長にその指定する期日までに提出しなければならない。ただし、市長が別に定める書類により収支内容が確認できる場合は、収支決算書（様式第8号別記）の提出を省略することができる。

(是正命令等)

第12条 市長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助金申請者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第9条第1項の報告があった場合に準用する。

3 補助金申請者は、第1項の措置が完了したときは、第11条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第13条 市長は、補助事業の完了に係る第11条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により当該補助金申請者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第7条第2項の規定により変更された場合には、同項の規定により通知された金額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第14条 市長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助金申請者から提出される補助金請求書（様式第10号）により補助金を交付する。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金について概算払をすることができる。

3 前項の規定により概算払を年間複数回に分けて行う場合で、各期の支払時期と支払額があらかじめ決定する場合は、概算払に係る請求を統合することができることとし、補助金申請者から提出される補助金概算払請求書（様式第10号の2）により補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助金申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。

(2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。

(5) 暴力団等であるとき。

2 市長は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助金申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助金申請者の名称その他市長が必要と認める事項を公表することができる。

4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の市長が必要と認める場合に行うものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、第13条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が

交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することがある。

(加算金及び遅延利息)

第17条 補助金申請者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金申請者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第18条 補助金申請者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、その処分制限期間の間、保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助金申請者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助金申請者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

(暴力団等の排除)

第20条 市長は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 交付申請者及び補助金申請者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

2 交付申請者及び補助金申請者は、当該補助事業に関し暴力団等を利することのないようにするものとする。

(補 則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

2 市長及び補助金申請者は、補助金の交付等に関して国又は兵庫県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年9月18日から施行する。